

## 物価高騰に伴う支援臨時給付金のご案内

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

支給対象は、令和5年12月1日時点で福崎町住民基本台帳に記載がある、下記にあてはまる世帯の世帯主です（世帯全員が住民税課税者に扶養されていないことが条件です）。

申請受付期間  
令和6年  
5月31日（金）まで

世帯全員の令和5年度の住民税が「均等割のみ課税されている」世帯  
もしくは「均等割のみ課税者と非課税者と構成される」世帯

◇世帯の全ての人が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。内容を確認し、必要事項を記入の上、町に返信してください。

◇世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した人や所得の申告をしていない人がいる場合

対象世帯の判定ができないため、申請が必要です。添付書類（申請者本人確認書類・口座情報確認書類・住民税課税証明書（住民税均等割のみかかっていることが確認できるもの）のそれぞれコピーなど）とともに、福祉課に直接または郵送でご提出ください。

◎1人あたり5万円のこども加算の支給について

住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯のうち、平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯について、1人あたり5万円の支給をします。（こども加算）

物価高騰支援臨時給付金（7万円）の支給を既に受け、世帯状況、課税状況に変更がない世帯については、前回と同じ口座へ振込を行う予定です（通知書を送ります）。

均等割のみ課税世帯の支給対象として確認書が届いた方については、こども加算の確認書は別途送ります。必要事項を記入して返送してください。

令和5年12月2日以降に生まれた等、確認書等に記載されていない児童についての給付を申請する場合は、申請書（役場やホームページに様式はあります）で申請してください。

③虚偽により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

⚠ 給付金を装った「振り込め詐欺」や不審な電話・メールにご注意ください。  
給付金支給のために福崎町からATMの操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることはありません。

問い合わせ先 福祉課（内線365）

## 国民年金のお知らせ

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

種類	対象者	加入の届出	保険料の納付方法	役場で手続きが必要なとき
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 ・無職 等	住民票のある市区町村役場へ届出	各自が納付	付加保険料を納付したいとき （国民年金保険料+400円）
				保険料免除等の申請をしたいとき
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	勤務先で事業主が届出	勤務先で納付 （給料から天引き）	会社を退職したとき
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先経由で届出	自己負担なし （配偶者が加入する年金制度が負担）	増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなったとき
				配偶者が厚生年金保険や共済組合等に加入していた会社を退職したとき

※必要書類は事前にご確認ください。

問い合わせ先 ほけん年金課（内線379）

## 令和6・7年度の後期高齢者医療保険の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。

### ■保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円（※1）
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円

### 令和6年度から 後期高齢者医療制度の 一部が改正されます

子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。また、後期高齢者負担率の引き上げが行われます。

### ■兵庫県の保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料額（年額）	=	均等割額	+	所得割額
（上限80万円）（※1）		52,791円		（総所得金額等（※2）－43万円）×所得割率11.24%（※3）

- （※1）昭和24年3月31日までに生まれた人および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された人は、令和6年度に限り、賦課限度額は73万円になります。
- （※2）総所得金額等とは、収入額から次の控除額を引いた金額です。（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。）ただし、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含みません。
- （※3）（総所得金額等－43万円）の額が58万円（年金収入211万円相当）以下の人は、令和6年度に限り、所得割率は10.32%になります。

### ■保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

問い合わせ先 ・ 税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線343）  
 ・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター） ☎078-326-2021

## 4月

### マイナンバーカード 休日受付窓口を 開設します

平日の昼間にカードの申請や受け取りに来庁することが困難な人のために、休日窓口を開設します。

#### 事前電話予約制

日	時	場所
28日 (日)	9:00 ～ 12:00	住民生活課 ☎22-0560 (内線371)

問い合わせ先 住民生活課  
町民窓口係（内線371）

## 4月から 手当の支給額が変わります

【児童扶養手当】 ※5月支払日から変更となります。 (月額)

※全部支給の場合	変更前（3月分まで）	変更後（4月分から）
子ども1人の場合	44,140円	45,500円
第2子加算額	10,420円	10,750円
第3子加算額	6,250円	6,450円

※一部支給の場合	変更前（3月分まで）	変更後（4月分から）
子ども1人の場合	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円
第2子加算額	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円
第3子加算額	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円

【特別児童扶養手当】 ※8月支払日から変更となります。 (月額)

	変更前（3月分まで）	変更後（4月分から）
1級（重度障害）	53,700円	55,350円
2級（中度障害）	35,760円	36,860円

問い合わせ先 住民生活課（内線374）

# 戸籍の証明書の請求が便利になりました

～令和6年3月1日から戸籍の証明書の広域交付制度が開始されました～



## 広域交付制度とは

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できる制度です。

ここが便利に！  
**1**

### どこでも

本籍地が遠くにある方でも、  
最寄りの市区町村の窓口  
に請求できます！

ここが便利に！  
**2**

### まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国  
各地にあっても、1か所の  
市区町村の窓口  
にまとめて  
請求できます！



## 広域交付で戸籍証明書等を請求できる人

本人の戸籍証明書等だけではなく、夫又は妻（配偶者）、父母や祖母など（直系尊属）、子や孫など（直系卑属）の戸籍証明書等も請求できます。

## ご利用にあたっての注意事項

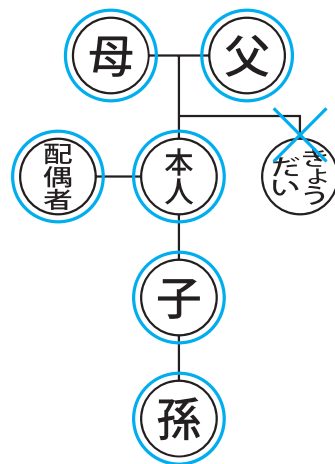
- 戸籍証明書等を請求できる人（上記参照）が市区町村の戸籍担当窓口に来庁して請求する必要があります。  
郵送や代理人による請求はできません。
- 窓口に来庁する人の本人確認のため、顔写真付きの本人確認書類が必要です。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポートなど

※健康保険証、介護保険証や年金手帳など顔写真付きでないものは、複数提示をしても広域交付を利用する際の本人確認書類にはなりません。

- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。
- 利用時間は平日の8:30から17:15までです。土日祝、及び金曜日の窓口延長時間帯には広域交付はご利用いただけません。
- システム障害により窓口で発行できない場合があります。その際は、本籍地の窓口もしくは郵便請求をご案内させていただく場合があります。
- 他の市区町村の戸籍をお調べするため、通常の戸籍証明書等の交付よりお時間を要します。請求される戸籍の内容によっては長時間もしくは数日を要する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

問い合わせ先 住民生活課（内線374）



## 文珠荘からの お知らせ

歌声ピンポン

毎月第1月曜日  
・第3月曜日

折り紙教室

《要事前予約》

詳しくは文珠荘にお  
問い合わせ  
ください。

問い合わせ先  
文珠荘 ☎22-4051

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP



## 国民健康保険の加入・脱退届はお早めに

会社を退職され国民健康保険（国保）に加入する場合、また就職などにより社会保険に加入し国保から脱退する場合は、必ず届出が必要です。

- ◆国保へ加入する場合（手続きに必要なもの）
  - ・直近の社会保険喪失証明書など、社会保険をいつ喪失したかがわかる証明書（離職票は不可）
  - ・手続きに来られる人の本人確認証明書（官公署発行の顔写真つきのもの）
  - ※別世帯の人が手続きに来

られる場合は委任状が必要です。

退職後すぐに届出をせず、後日届出をした場合でも、国保加入日は直近の社会保険を脱退した日です。国保税はその社会保険の脱退日まで最長3年さかのぼって納めていただくこととなります。

- ◆国保から脱退する場合（手続きに必要なもの）
  - ・社会保険被保険者証（社会保険加入により国保を脱退する人全員の証）
  - ・返却いただく国保証

・手続きに来られる人の本人確認証明書（官公署発行の顔写真つきのもの）

※別世帯の人が手続きに来られる場合は委任状が必要です。

社会保険の資格取得日以降に国保証を使用して治療を受けられた場合は、総医療費（10割）から自己負担額を除いた分を返金していただく場合があります。

問い合わせ先  
ほけん年金課 国保係  
(内線355・379)

## 就学援助金・通園補助金のお知らせ

特別支援学校や障がい福祉サービス提供事業所に通う人に「就学援助金」や「通園補助金」が支給されます。

就学援助金対象者

特別支援学校に就学する児童生徒の保護者

通園補助金対象者

町外の障がい福祉サービス提供事業所に週3回以上通う人

※無料送迎利用の場合や事業所から交通費の補助がある場合は支給されることがあります。

※福祉車両等助成事業や他の法令等により交通費の支給がある場合は対象外です。

問い合わせ先

福祉課 町民福祉係（内線365）

## 65歳以上の高齢者を対象に補聴器の購入費を助成します

福崎町では、補聴器を装用することで、日常生活の質を維持しながら住み慣れた地域で暮らすことができるよう、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者 次の①～④すべてに該当する人

- ①町内に住所を有する65歳以上の人
- ②聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない人
- ③両耳の聴力レベルが40デシベル（dB）以上70dB未満の人、又は片耳の聴力レベルが70dB以上で、他方の耳の聴力レベルが70dB未満の人
- ④耳鼻咽喉科の医師の診断を受け補聴器の必要性を認める書類（医師意見書）を受けた人

助成内容 上限30,000円（1人1回限り）

- ※片耳、両耳問わず上限30,000円です。
- ※受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担。
- ※申請前に購入されたものは助成の対象となりません。

問い合わせ先

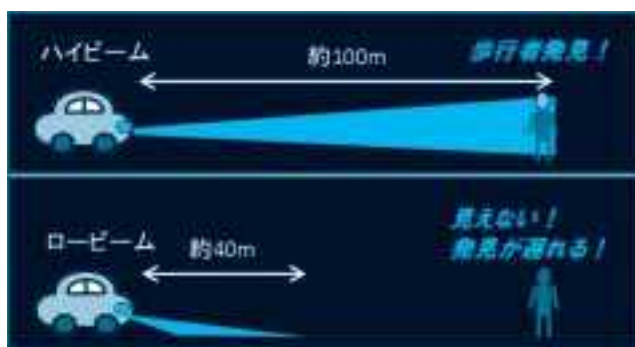
福祉課 高年福祉係（内線354）

## 春の全国交通安全運動

4月6日（土）～15日（月）

自動車を運転するときは、暗くなる前に早めのライト点灯を心がけましょう。危険をいち早く察知して交通事故を回避するため、対向車や先行車がないときはハイビームを効果的に活用してください。交通事故に遭わない、起こさないように安全運転を心がけましょう。

（福崎警察署・住民生活課）







農業委員会  
だより

## 農地の相続税の特例について

相続や遺贈により取得した財産の価格が基礎控除額を超える場合、相続税が課税されます。農地については、一定の要件を満たす場合に特例として相続税の納税猶予が受けられる場合があります。

納税猶予を受けるための要件

### 被相続人の要件

- ①死亡の日まで農業を営んでいた者
- ②生前一括贈与（贈与税納税猶予）をした者
- ③死亡の日まで特定貸付けを行っていた者



### 農業相続人の要件

- ①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者
- ②贈与税の納税猶予を受けた受贈者で、農業者年金の特例付加年金を受給するため特定貸付けまたは営農困難時貸付けを行っていた者

納税猶予額は下記の①～③のいずれかに該当したときに免除されます。

- ①相続人が死亡した場合
- ②相続人が納税猶予の特例の適用を受けた農地等を農業後継者に生前一括贈与した場合
- ③市街化区域内の農地等でその相続人が原則20年間農業経営を継続した場合

なお、納税猶予額の免除が確定する前に、納税猶予適用農地を転用、譲渡、農業を廃止した場合などには納税猶予額の全部または一部の納税猶予が打ち切れ、猶予税額及び利子税を支払うこととなります。詳しい制度の内容については姫路税務署までお問い合わせください。

## 令和6年度 狩猟免許試験のご案内

### ■狩猟免許とは

狩猟期間中にシカやイノシシなどの狩猟鳥獣を捕獲するのに必要な資格です。

また、県や市町の許可を受けて実施する有害鳥獣捕獲にも原則必要です。

### ■狩猟の楽しみと公益性

狩猟は、ハンティングや料理を楽しむという魅力のほか、農林業被害を与える野生動物の生息頭数を適正に管理するという公益性も兼ね備えています。

### ■免許の種類

- ・網猟（主に鳥類）
- ・わな猟（獣類のみ）
- ・第一種銃猟（装薬銃、空気銃）
- ・第二種銃猟（空気銃）

■問い合わせ先 兵庫県環境部自然鳥獣共生課（☎078-341-7711（内線3342））

### ■試験日及び会場

1 回 目	7月6日(土)	洲本市（※わな猟のみ）
	7月13日(土)	養父市
	7月26日(金)	神戸市
	8月3日(土)	姫路市

申込期間 5月13日(月)～5月31日(金)

2 回 目	9月6日(金)	神戸市
	9月15日(日)	姫路市
	9月21日(土)	神戸市

申込期間 7月16日(火)～8月13日(火)

3 回 目	11月30日(土)	姫路市（※わな猟のみ）
-------------	-----------	-------------

申込期間 10月1日(火)～25日(金)

## 初心者狩猟講習会のご案内

狩猟免許試験を受験する人を対象に、知識・技能に関する講習会を実施する予定です。

詳細は、5月上旬に兵庫県猟友会ホームページでお知らせします。

問い合わせ先

一般社団法人兵庫県猟友会（☎078-361-8127）

## 福崎町農林業後継者育成支援事業について

福崎町では、野生動物から農作物を守るため、また、有害鳥獣駆除の担い手の確保・育成に向けて、新たに狩猟免許を取得された人に、その取得費用の一部を助成しています。

対象者などの詳細については、お問い合わせください。問い合わせ先 農林振興課（内線315）

# 子育て 情報



## にこにこひろばで 作って遊ぼう!

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。  
9:30~11:00の都合のよい時間におこしてください。  
先着20人の参加とさせていただきます。

場所 にこにこひろば

対象 就学前の子どもとその保護者

☆4月の製作『こいのぼり』

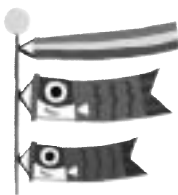
4月18日(木)

製作時間:約20分

☆5月の製作『おさんぽかたつむり』

5月16日(木)

製作時間:約20分



※問い合わせはにこにこひろばへ

## ともだちひろば からのお知らせ ~親子グループ活動について~

同じ年齢の子どもと、親(保護者)が集い、  
親子でさまざまな「あそび」を体験します。

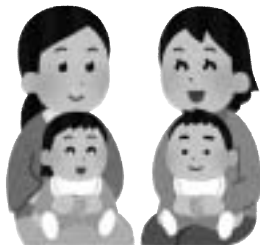
小さな子どもと一緒に豊かな時間をすごしま  
しょう。

(R6.4.1現在の年齢)

0歳児.....金曜日

1歳児.....水曜日

2歳児から...火曜日



月1回程度活動しています。

いつからでも、参加することができます。

※問い合わせは、ともだちひろばへ

## 子育て講座

### 今、さらに早寝・早起き・朝ごはん ~やる気スイッチONにする生活リズム~

子どもは大人たちによって愛情豊かに生まれ、  
生体リズムに調和した生活リズムを整えること  
で、朝から大脳のはたらきが活発になり、  
生き生きとした活動ができます。

親も子も心穏やかな一日が送れます。

講話のあとは親子でわらべうたを楽しみます。  
ぜひご参加ください。

日時 5月15日(水) 10:00~11:00

場所 文化センター 小ホール

講師 福崎町個別相談

専門相談員 大内和恵さん

申込先 ともだちひろば

5月

## 「すきっぴひろば」

はじまるよ~♪

親子で一緒に絵本や手あそ  
び、リズムあそび等を楽しみ  
ましょう。



日時		場所
23日(木)	10:00~	八千種研修センター
28日(火)	10:00~	文化センター(小ホール)

対象 就園前の子どもとその保護者

定員 各回10組程度

申込先 おひさまらんど

—個別相談(1日3組まで)—

4月16日(火)・5月21日(火) 10:00~14:00

場所:文化センター 2階 和室 ※託児あり

専門相談員:大内和恵

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

### ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

### おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月~金曜日 9:00~17:00

土曜日 9:00~12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

### にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月~木曜日 9:00~16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することはEメール [ko-shien@town.fukusaki.lg.jp](mailto:ko-shien@town.fukusaki.lg.jp)